

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)が5月20日に施行されました！

ぎふ県木連情報第161号(平成28年10月15日発行)第163号(平成29年4月15日発行)で、お知らせした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」と記す)」が、5月20日に施行されました。

(法律文は、後添)このクリーンウッド法は、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、地球規模における持続可能な森林の保全・育成に向け、合法的に伐採された木材や木材製品の利用などを促進する法律です。この法律の施行により政府調達のみならず、民間需要においても、すべての事業者が合法伐採木材等を利用できるよう努めることが求められることとなります。特に木材関連事業者は本法に基づく登録の有無にかかわらず、対象とする木材等について、合法性の確認その他の措置を講ずるよう努めることが求められることとなります。

(1) 木材等を譲り渡すときに必要な措置

- ① 木材関連事業者は 木材等を譲る渡す時には合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を記載した書面(納品書等)を提供すること。
- ② 本法の登録あるいは類似の登録を受けている場合にはその旨を記載した書類を提供することとします。

(2) 記録の保持

第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者ともに、合法性の確認に関する記録については5年間記録を保存すること。

(3) 必要な体制の整備

- ① 合法木材等の分別管理
渡場、貯木場、倉庫等での保管や、出荷、加工等において合法性が確認できた木

材等と、確認できない木材等を分別して管理すること。

② 責任者の配置

合法性の確認その他の措置を実施するために必要な責任者の設置を行うこと

こういった木材を取り扱う業者はあらかじめ登録をする必要があり、今秋ころから申請がスタートすると思われます。(登録機関は、現時点決定していません。)

林野庁と国土交通省が4月24日に公表した公共建築物等木材利用促進法に基づく基本方針の改正案においても、クリーンウッド法を受けて公共建築物等に利用される木材を供給する林業従事者や木材製造業者は合法伐採木材を供給する旨が規定されました。また同基本方針では、3階建ての木造校舎などの建築の促進などがしめされており、今後増加が見込まれる公共建築物を中心とした建築物への木材利用とともに合法伐採木材のニーズが高まっていくことが期待されています。さらに「東京オリンピック」の大会組織委員会による木材の調達基準の1つとして合法性の確保が掲げられ合法伐採もくざいがスタンダードになることは必至であり、木材関連事業者はこれに対応することが求められます。

今後は、木材の合法性や持続可能性に関する世界的な動きが追い風となり合法伐採もくざいや森林認証材のニーズは拡大していくと思われます。木材関連事業者はエンドユーザーに対して地球環境の保全への貢献など合法伐採木材利用の意義などを広報することが重要になると思われます。

(藤沢・森)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（抜粋）

（平成二十八年五月二十日法律第四十八号）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条―第五条）

第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等（第六条・第七条）

第四章 木材関連事業者の登録（第八条―第十五条）

第五章 登録実施機関（第十六条―第三十条）

第六章 雑則（第三十一条―第三十五条）

第七章 罰則（第三十六条―第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

2 この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。第六条第一項第一号において同じ。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

3 この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（以下この条及び第六条第二項において単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向
- 二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

四 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるとともに、第八条の木材関連事業者の登録が促進されるよう、当該登録に係る制度の周知、第十三条第一項に規定する登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第六条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

三 木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項

四 第一号の確認及び第二号の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

2 前項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、国内外の木材等の生産及び流通の状況、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令の執行の状況、木材関連事業者の営む事業の種類その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第七条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、前条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を勘案して、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について必要な指導及び助言をすることができる。